

## 船舶事故調査報告書

平成29年7月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成28年4月7日 09時45分ごろ
発生場所	神奈川県横浜市本牧ふ頭D5岸壁 横浜本牧防波堤灯台から真方位236°520m付近 (概位 北緯35°26.4′ 東経139°41.1′)
事故の概要	コンテナ船 <sup>エムオーエル デボーション</sup> MOL DEVOTIONは、コンテナの積み込み作業中、作業員1人が船倉に墜落して負傷した。
事故調査の経過	平成28年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 MOL DEVOTIONの旗国に対し、意見照会を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	コンテナ船 MOL DEVOTION（マーシャル諸島共和国）、39,906トン 9352420（IMO番号）、CLAN NAVIGATION LTD 260.00m×32.25m×19.30m、鋼 ディーゼル機関、36,560kW、2008年8月（建造）
乗組員等に関する情報	船長（ミャンマー連邦共和国籍） 男性 48歳 締約国資格受有者承認証 船長（マーシャル諸島共和国発給） 交付年月日 2015年5月7日 (2016年12月31日まで有効) 作業員A 男性 51歳 作業員B 男性 53歳
死傷者等	重傷 1人（作業員B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長ほか24人（全員ミャンマー連邦共和国籍）が乗り組み、平成28年4月7日08時30分ごろ本牧ふ頭D5岸壁においてコンテナの荷役を開始した。 荷役作業は、港湾運送事業者の作業員によって行われ、作業員Aを総指揮者とし、作業員Bほか6人の作業員が当たった。 本船は、09時20分ごろ1番船倉の荷役を終わり、09時40分

	<p>ごろ作業員Bほか作業員1人が2番船倉の左舷側のハッチカバーを岸壁に陸揚げする作業に移り、他の作業員5人が1番船倉のラッシング作業を行った。</p> <p>作業員Bは、ハッチカバーの陸揚げのため、‘上甲板上約1mの高さに船横方向に設けられた通路昇降口の墜落防止用チェーン’（以下「本件チェーン」という。）を外し、作業員1人と共にハッチカバーが陸上のクレーンで陸揚げされるのを監視しつつ、左舷側に移動した。</p> <p>本船は、2番船倉の左舷側にコンテナの積込みを開始し、同船倉口からコンテナが約5m下ろされた09時45分ごろ、作業員Bが、本件チェーンを掛け忘れていたことに気付き、掛けようと通路昇降口に近づいたとき、通路でつまずいて通路昇降口から2番船倉内に墜落した。</p> <p>作業員Aは、作業員Bが動かなかったので、荷役を中断し、他の作業員を指揮して作業員Bの救出作業を行った。</p> <p>作業員Bは、救急車で病院に搬送されて、顔面多発骨折等と診断されて入院し、約4か月間入院治療を行った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 左舷2番船倉周辺の状況、写真2 通路の状況、写真3 墜落場所の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>港湾運送事業者では、ハッチカバーを移動させる際に本件チェーンに引っ掛かることがあるので、事前に本件チェーンを外してハッチカバーを移動した後、本件チェーンを復旧していた。</p> <p>作業員Bは、ヘルメット及び安全靴のほか、雨が降っていたので雨具を着た上から救命胴衣及び安全帯を装着していたが、雨具で動きづらいついて感じていた。</p> <p>作業員Bは、通路昇降口から約8m下の2番船倉内に墜落した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、本牧ふ頭D5岸壁でコンテナを荷役中、作業員Bが、本件チェーンを掛けようと通路昇降口に接近した際、通路でつまずいたことから、開放状態の通路昇降口から船倉内に墜落して負傷したものと考えられる。</p> <p>作業員Bが、通路でつまずいたのは、雨具による動きづらさが関与した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、本牧ふ頭D5岸壁でコンテナを荷役中、作業員Bが、本件チェーンを掛けようと通路昇降口に接近した際、通路でつまずいたため、開放状態の通路昇降口から船倉内に墜落したことにより発生したものと考えられる。</p>

<p><b>参考</b></p>	<p>港湾運送事業者は、本事故後、事故防止策として、墜落の危険性のある場所では、安全带を使用する内容の作業基準の改正を行い、会社内に周知徹底を図った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路の墜落防止用チェーンが外れている場所に接近する場合は、確実に安全带を使用すること。</li> <li>・ 雨具を装着している場合には、動きづらいので注意深く作業を行うこと。</li> </ul>
------------------	--

付図1 事故発生場所概略図



写真1 左舷2番船倉周辺の状況



写真2 通路の状況



写真3 墜落場所の状況

